庁議付議事案書

開催・平成２９年２月１日

所管部課	都市建設部　土木課	部長	内藤　峰雄
件　名	東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例について		
区分	○　１審議事項		２報告事項

関係事項		
	条例規則	東大和市自転車等放置防止等に関する条例施行規則
	部課機関	

１．要　旨

（１）改正理由

平成２９年１月に策定した「各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画」に基づき、放置自転車等の撤去手数料の改定を行うとともに、現在、市で運営している自転車等駐車場を民設民営型の事業方式とすること、鉄道事業者による民営とすることから当該条例で規定している「東大和市自転車等駐車場」を廃止するため、当該条例の一部を改正するものである。

（２）主な改正点

① 放置自転車等の撤去手数料の改定
② 東大和市自転車等駐車場の廃止による別表の削除
③ 文言整理

（３）施行日

①は平成２９年１１月１日
②と③は平成２９年７月１日

（４）影響及び効果

① 撤去手数料を改定することにより、撤去に必要な経費の軽減が図れるとともに、放置自転車の抑制を推進することができる。
② 東大和市自転車等駐車場を廃止し、民設民営の事業方式とすること等から、建設事業費や人件費、市職員の負担軽減が図れる。

２．経　過（現時点に至るまでの経過）

文書課において審査済み

３．留意事項（問題点等）

４．主管部処理案（検討結果等）

平成２９年第１回市議会定例会に、議案として提出したい。

５．審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。